笹岡ゆうこ一般質問（平成３０年９月）

「子どもの最善の利益を考慮する施策の推進について」質疑　議事録

1. 熱中症対策について

平成30年７月23日付の東洋経済オンラインによると、早稲田大学人間科学学術院の永島教授は、人間の汗腺機能が完成するのが18歳前後のため、発汗により体温を下げて熱を逃がす機能は、子どもは大人に比べて未熟であり、うまく熱を逃がせないため、大人の感覚で大丈夫だと判断することは危険であるという指摘がされています。また各報道機関でも、子どもは身長が低いため、大人に比べて体感温度が高いことが指摘されています。特に自分では適切な対応や判断ができない可能性がある子どもたちの熱中症対策について、私たちはいま一度考える必要があると思います。

ことし、暑い日の屋外活動で体調を崩したと報告された児童生徒はどのくらいいたのか伺います。

教育長：７月に小学校で１件、中学校で１件の計２件でございました。

ことしの猛暑を受け、教育委員会は各校にどのような指示等をしたか伺います。

教育長：まず５月に熱中症事故防止についての通知を行っております。児童生徒に繰り返し注意喚起をすること、天候、気温、活動内容、場所等の状況により活動を自粛するなどの適切な判断をすること、活動する場合においては活動内容、時間、場所の変更など柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を励行するなど適切に対策を講じる等について周知をしました。また、５月、６月、７月の校長会においても、それぞれ注意喚起を行っております。

そして、７月には改めて通知を教育委員会から発出して、熱中症事故の防止についての徹底を図るとともに、児童生徒に熱中症の疑いのある症状が見られた際には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当をするよう指示いたしました。さらに**１学期末には、児童生徒の学校への水筒持参について配慮するよう連絡**をしております。

児童生徒の健康状況を把握するととに、当日の気象情報や継続したＷＢＧＴを踏まえ、換気や、実施にかかる時間の短縮、座って話を聞かせる、実施する場所を空調設備がある教室等に変更するなど、２学期以降も必要な対応を行ってまいります。

屋外活動の中止基準について、マニュアルの有無も含めた対応を伺います。また、今回の件を受け、より一層の対策をすべきと考えますが、お考えを伺います。

教育長：現時点でマニュアルはございませんが、環境省が示す暑さ指数、先ほど申し上げたＷＢＧＴ、この基準を参考にして、各学校において活動や運動の実施について慎重に判断をするよう指導しているところでございます。また、ことしの猛暑を受けてのより一層の対策をとのことですが、暑さ指数の測定の徹底及び児童生徒の健康、安全を最優先にした判断をするよう、引き続き指導してまいります。

学区の中でも特に遠い地域に住まう児童生徒の保護者から、子どもに水筒を持たせたいという要望がありました。私も第一小学校出身ですが、子どもの足で30分ほどかかって登校しておりました。学校に水筒を持たせることについて、各校の現況と市の見解を伺います。

教育長：災害とも言われる猛暑ということから、１学期末の時点で、夏季休業中の登校を含めて、市内全小・中学校で、保護者の判断に基づき水筒を持参していただくようにしております。なお、この件についてはプリントや学校メールを使用して、保護者の皆様に周知をしているところでございます。また、ことしの高温による異常気象を鑑みて、こまめな水分補給をとることは児童生徒の熱中症予防のために必要であることから、２学期以降も各学校では同様の対応をするよう指導しております。

平成30年７月20日にスポーツ庁は、教育関係機関に向けて、運動部活動における熱中症事故の防止等についての依頼を通達しました。日本スポーツ振興センターによると、クラブ活動で死亡してしまう生徒の４人に１人が野球部員であると言われています。市内の部活動における熱中症対策の現況と、この通達に従って新たに熱中症対策として行ったものがあるのかどうか伺います。

教育長：こまめな水分補給や休憩をとること、生徒の健康観察のほかに、先ほどの御質問で答えさせていただいたＷＢＧＴの測定の徹底と、環境省が示す指標の基準にのっとり、各学校では部活動の練習実施の有無について判断をしているところでございます。

また、７月20日のスポーツ庁の通達に従って、新たに熱中症対策として行ったものについてのお尋ねでございますが、この通知を受けて東京都教育委員会が、熱中症事故防止の観点を踏まえ、運動部活動のあり方に関する方針の内容が追加されましたので、各中学校にはその資料を配付して、再度、運動部活動における生徒の熱中症事故の安全確保の徹底をお願いしているところでございます。

本市は、涼しい場所で休憩する際に利用できるように、市内53カ所の公共施設のロビーなどを開放するいっとき避暑地を開設しています。担当課は健康課でありますが、児童生徒の保護者から、いっとき避暑地の子どもたちへの周知と、そこで給水ができるように要望する声がありました。自動販売機があっても、お金を持ち歩かない子どもたちは水分の補給ができないことが課題だと考えます。いっとき避暑地の今後の展開と、公共施設での給水設備の整備を期待いたしますが、見解を伺います。

市長：いっとき避暑地には経口補水液や瞬間冷却パックを各施設で用意する際の参考として現物配付しており、それを使用して体調が悪くなった方に対応していただくケースもあります。

実際に対応することも想定し、いっとき避暑地で働く方に対して、熱中症が疑われる際の対応について研修等も行っているため、施設数の拡大については一定の時間が必要と考えております。薬剤師会等の団体から協力の申し出もいただいていますので、運用等についてよく協議をしながら、可能性については前向きに検討していきたいと思います。

　いっとき避暑地での給水設備の整備について、お答えします。冷水機を設置している施設は29施設ございます。そのほかテンミリオンハウス等福祉施設においては、運営団体が来館者等の対応の中で、必要に応じてお茶等の水分を提供しています。また、さきに答えましたように各施設には経口補水液も配付しており、必要に応じて、施設の判断で提供をしていただいています。冷水機を今後整備していくかどうかについては、各施設の御事情もありますので、なかなか難しいと考えております。

---------再質問-----------

熱中症対策については、やはり今年度のこの暑さを考えると、教育委員会が率先してそういった対策を各校に指示していただくことが大事かなと思っております。なぜならば、いろいろ水筒はどうだとかラッシュガードはどうだとか伺いましたけれども、各校によってかなり対策が違ってきています。

例えば水筒は、御答弁では全校オーケーになっているというようなお話を伺いましたが、愛知の男の子が亡くなったことを受けまして、やはり保護者の間にかなり激震がというか、すごく衝撃がありました。それによって、私が申し上げた水筒を持っていってはだめだろうかといったような保護者の声が私のところにも届きました。なので、その時点ではまだ全校オーケーではなかったと申し上げておきたいと思います。

　そして、その保護者の中でいろいろな話をして、担任の先生に言ったこともあります。だけど、最初はそれも渋られています。

ですので、そういったことも踏まえて、また、この水筒を持っていきたいというお母さん方の意見があって、お母さん方がばーっといろいろな情報を集めて、他校の情報も調べまして、そこでもやはり、あの学校はやっているけど、ここはやっていないねとか、ばらばらだったことがわかりました。ですので、私の感想としてはかなり混乱があるなというふうな印象です。やはりここは教育委員会の方々がしっかりと、各校の自治に合わせることは各校の自治に合わせればいいと思いますけれども、安全対策というものに関してはしっかりと統一したものを現場まで届けていただけるようにと思っておりますが、お考えを伺いたいと思います。

　また、この熱中症に関しては私も知らなかったような、子どもは汗腺の発達が18歳まで未完全だというようなことも知らなくて、正直。私は母親でもありますけれども、子どもはよく汗をかくので、代謝がよくていいななんて思っていたのですけれども、本当はそうではなかったというようなことも、今回のことを受けてわかりました。

ですのでそれも、市内のつながりのある保育士の先生方ともお話をしましたが、やはり知らなかったということで、そこの現場でも、保育園でも共有をしたとおっしゃっていました。ですので、そのような新しい情報もしっかりと全ての教育機関で共有していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育長：まず基本的に、教育活動につきましては各学校が判断し、実施をしてまいりますが、その前提の上で、例えば今回、先ほどの答弁で申し上げたとおり、災害のような言われ方、言及のされ方もしておりますし、場合によっては、台風であるとか大雪のときのような危機管理の場合には、踏み込んで教育委員会が一律の方針を示すということを行っていますので、この際にもそういう判断が必要な範疇ではないかと考えております。

そういう意味で、笹岡議員が御指摘のとおり、１学期末の段階では先ほど答弁申し上げたとおりですが、各学校においてその対応についてばらつきがあるというのは、その経緯はそのとおりでございます。

今後も必要に応じて、そのような、内容に応じて私どものほうで方針を出すべき事柄については判断をして、実施をしてまいりたいと思います。また、その方針を出した上で、一人一人のお子さんであるとか、状況によって事柄というのは変わってまいりますから、その上でも各校の判断というのが必要なところは生じると思いますが、そのような方針を出すべきときには出してまいりたいと考えております。

-------再再質問---------

いっとき避暑地については、私はこれをもらいました。武蔵野安心・安全ニュース、高齢者支援課、安全対策課さんから出ております。こういったものを高齢者支援課さんだけではなくて、子どもの方々もやっていただきたいというのが要望ですが、いかがですか。なぜならば、この給水については大きな課題があると思っておりまして、吉祥寺図書館がリニューアル時において給水器が撤去されて、今、自販機が置いてあります。

吉祥寺図書館はホームページにも、通学、通勤、買い物途中に立ち寄れる図書館というふうに記載されてありますが、自販機しかない場合だと、お金を持っていないお子さんたちの給水にはならないわけです。

これは私も伺いましたら、リニューアル時に配管からもう通っていない状態になってしまったので、かなり大規模なことになってしまうというふうなお答えをいただいているのですけれども、やはり公共性も考えますと、給水器の配置というのはこれから前向きに検討していくべきなのかなと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

これは加えて、フランスのパリでは、プラスチックの海ごみ対策削減の、海ごみ対策ということで、パリ市では給水器に炭酸の水を市が用意し始めたということです。これはフランスの方々がガス入りの水が好きだということだと思うのですけど、そういったところで、これからやらなければいけない海ごみ対策とかプラスチックの削減ということにも絡まってくると思いますので、あわせてお考えを伺いたいと思います。

市長：いっとき避暑地は市報、ホームページ、むさしの－ＦＭ、安全・安心メールで周知をするほか、各施設にいっとき避暑地のポスターを掲示していただきました。今年度からはホームページのトップページ上部にあるカルーセル、回転式の案内のところです。こちらにも掲示したほか、フェイスブック、ツイッター等でも周知を行いました。例年熱中症対策に関しては、熱中症対策庁内連携会議において各課の状況共有を行っていますが、子どもたちへの周知についても教育委員会とよく調整をしたいと考えます。

（プラスチック、海ごみ削減の環境問題に対する答弁は無し）

教育長：吉祥寺図書館の給水器については、大きい方針は市長のほうでお話ししましたけれども、吉祥寺図書館についても経緯がちょっとございますので、今後の対応については研究してまいりたいと考えております。

1. 小・中学校のプールにおけるラッシュガードや日焼けどめの利用について

日焼けどめ利用について、平成27年７月31日付の産経ニュースによると、日本臨床皮膚科医会は、学校生活における紫外線対策に関する具体的指針をまとめた上で、日焼けどめを禁止するならば、水質汚染の根拠を示してほしいとしています。また、大阪皮膚科医会、日本小児皮膚科学会も同様の主張をしています。平成30年８月22日付の毎日新聞によると、日本学校保健会が作成した最新版の保健衛生マニュアルにおいて、「日焼けどめ＝水質汚染」という記述が変更され、日焼けしやすい児童生徒にはクリームを使用させてくださいと変更されました。

千葉市の教育委員会のように、日焼けどめクリームや帽子などで児童生徒を紫外線から守るように率先して各校に通達を出し、長時間の屋外活動では生徒に紫外線防御するよう指導するほか、水泳学習時にはラッシュガードの着用許可を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

また、プールの授業見学時には、日陰にいることや水分補給なども可能にする対策が必要だと思います。見解を伺いたいと思います。

教育長：これまでも各学校では、保護者等からラッシュガードの着用に関して相談があった際には対応してきたところですが、日焼けどめクリームの使用については、水質維持の観点から使用を控えてきた経緯がございます。

今般、日本学校保健会による「学校における水泳プールの保健衛生管理」をもとに、日焼けどめクリームを使用しても水質汚濁がないことを学校に情報提供し、日焼けしやすい児童生徒や光線過敏のある児童生徒には日焼けどめクリームの使用やラッシュガードの着用について、保護者の意見や要望を踏まえ柔軟に取り扱うよう通知をしたところでございます。

また、学校では、プール授業見学時には、これまでも日陰にいることや水分補給等を促すとともに、体調不良で見学となる児童生徒には保健室で過ごさせるなどの対応を行っています。今後も気象状況等に合わせ、適切な対応をしてまいります。

--------再質問---------

ラッシュガードと日焼けどめについて、日焼けどめに対する社会的な認識、認知度が、ここ数年で変わってきていることがあると思います。そして、三鷹市のほうにも問い合わせましたら、それは保護者の方が、ほとんど三鷹市、ラッシュガードだよなんて伺ったので問い合わせましたら、やはり全然珍しくない状態だそうです、

ラッシュガードを着ているお子さんが。私の印象ですと、私は第一小学校育ちなのですけれども、体育の時間は昔、ブルマーだったのですよね。今は短パンになっています。そういったことも考えて、性的な迷いのあるお子さんも、目には見えないですけれどもいらっしゃるかもしれない、ＬＧＢＴの方もいらっしゃるかもしれない、それが今後明らかになるかもしれない、そういったことも考えると、そしてこの日焼けどめ対策ということを両方考えて、やはりこれからラッシュガードというものをもう少し押していったらどうかなと思いますけれども、いかがですか。

なぜならば、これもお母さん同士でかなり情報の違いがありまして、同じ小学校でも担任の先生によって指示が違います。そして小学校によって、皮膚科の許可がないとラッシュガードは認められないのだよなんという声も出ています。ですので、やはりここは先ほどから申し上げているとおり、教育委員会の方々が、子どもの最善の利益ということで、もう少し音頭をとって通達していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育長：日焼けどめ、あるいはラッシュガードについては、私どもも認識していない部分もございましたけれども、新たな知見というものが得られましたら、それはやはり学校には情報提供していきたい、必要に応じて情報提供していきたいと考えております。

-------再再質問---------

ラッシュガードについて、ＬＧＢＴや性的に今迷いのある子どもたちにもラッシュガードがあったほうが対応できるのではないですかということに対して、お考えを伺いたいと思います。

　あとは、水泳の見学時です。水泳は２時間連続なのです。これは、確かに簡単な屋根があるところで待っているのですけれども、日がかなり高いですから、ほとんど日差しが入ってくる状態だそうです。逃げ場がないと聞いています。そんな中で授業中に先生を呼んで、水飲みたいと言いかけても、その前に、お友達の動きを見てちゃんと勉強しなさいというふうに注意をされたこともあると聞いています。

ですので、やはりそこはきちんと給水ができる、見学の子たちが２時間、屋根があるといいながらも、がんがん日差しが入ってくる中で給水なしで待つということではなく、柔軟な対応ができるようにというふうに要望したいと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

教育長：ラッシュガードについて、ＬＧＢＴのお子さんへの対応として考えてみたらどうかということですが、ＬＧＢＴの方への適切な配慮の一つとして、そういったラッシュガードの着用なども有効であると考えられる、それも一つの方法かなという御提案ですので、それについては私どものほうで少し検討して、それによってはまた学校へ情報提供してまいりたいと考えております。

　それから水泳の、２時間連続ですから、見学なども時間が長くなりますけれども、これからについては水筒も持参してまいりますから、その中で適切な水分補給がとれるように留意してもらうように学校に図ってまいりたいと思います。

------再々再質問-(要望)--------

水泳の見学時の水筒に関しては、やはり現場が混乱することのないように、プールの場所に持っていっていいのだよというところまで通達をお願いしたいと思います。これはお願いです。

1. ユニバーサルデザインチョークの導入について

色覚異常は男性の20人に１人の割合でいるとされています。これはクラスに１名いてもおかしくない計算となっています。2003年から学校での一斉色覚検査が廃止され、小学校での検査が任意となったため、気づかないまま黒板が見えづらく、苦労している児童生徒も多いと考えられます。

色覚異常において、特に緑と赤が見えづらいとされ、黒板と赤いチョークの組み合わせは判別に苦労するということです。教育現場において先生方の色覚異常への理解促進と、カラーユニバーサルデザインのチョークなどの使用の対策をすべきだと考えますが、見解を伺います。

教育長：教育現場において、先生方への色覚異常の理解促進についてですが、初任者研修や夏期教員研修においても、教科書や掲示物を含めたカラーユニバーサルデザインを考慮した授業づくりについて取り上げ、周知を図っているところでございます。

カラーユニバーサルデザインに基づいたチョークの使用等については、今後さまざまな機会を通じて、色覚の個人差に応じた配慮の一つとして周知してまいりたいと思います。

-------再質問---------

これは学校で任意の検査があって、結果が出て、親が眼科に予約をして、特別な検査なので、いつもどこでも受けられるというわけではなく予約をして、その後に異常があるかないかを判定し、また、この障害の程度は、重さ軽さというのは青年になってから大学病院でないとわからないようなものだというふうになっています。

つまり、このかなり長い過程を経なければ発見されないことがある、しかしながら20人に１人ぐらいはその可能性があると言われているものです。

しかも、この黒板のグリーンに赤というのは、本当に見づらいものなのだと聞いています。ですので、子どもの心理を考えますと、そういったさまざまな指摘の中で、普通の見え方ではないということがわかって、ほかの子は見えているのに見えていなかったのだということがわかって、不安とか焦りがある中で、ユニバーサルデザインチョークに初めからしていただけないかなと思っています。

　これから、その子どもたちがどこかに埋もれているかもしれない中で、市報もユニバーサルデザインカラーを使っていますよね、読みやすいように。教育の現場であれば、子どもたちが気づかない間で苦労しているかもしれないということを考えてみたら、ユニバーサルデザインチョークというのを初めからそろえるというのも手なのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

もう１点は、この色覚のことがあってから、先生が、「見えない子がいるから色を変えますね」といって色を変えたことがあったそうです。それもやはり子どもからしたら、自分は違うふうに見えているかもしれないという不安がある中で、わざわざそんなことを言いながら色を変えられたら、やはり傷つくと思います。そういった意味でも、やはり教員の理解促進というのを、初任者研修ではなくてやっていくべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

教育長：確かに、笹岡議員おっしゃったように、緑の黒板ですから、赤い色を強調して使いたいというのもあったりする中で、そういう恐らくちょっと見づらいお子さんがいるのではないかなという状況の中では、例えば強調するところを黄色に変えるとか、そういうこともあるようです。

それが適切な配慮になるのか、むしろそのお子さんがちょっと違和感を感じるようなこともあるかもしれませんけれども、そういったことも含めて、少し学校での対応について、おかげさまで電子黒板などが普及してきたこともあって、若干チョークの消費量が減ってきたこともありますけれども、依然やはりチョークは使いますから、その中で、値段もそれほど変わりませんから、そういった配慮等の一環としてユニバーサルデザインチョークについては検討してまいりたいと思います。

1. 子どもの受動喫煙防止について

平成30年、東京都の受動喫煙防止条例が一部施行され、平成32年に本格施行となります。これらは第１種施設以外の建物の屋外喫煙禁止を義務づけるものではありませんが、東京都子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨を鑑みて、通学路における子どもの受動喫煙を防止できるよう、市が事業者等に働きかけるなどをしてほしいという保護者の声が出ています。市の考えと対策について見解を伺います。

市長：屋外での受動喫煙対策については、東京都の受動喫煙防止条例について都知事や都から意見を求められた際、実際意見交換を行った際に、私自身、屋外の受動喫煙についても東京都に対策をお願いしたいと訴えました。その結果、屋外の喫煙所の設置に補助金がついたことなど、屋外での分煙についても一定程度、市の意見も取り入れていただけたとは考えています。

しかし、子どもを受動喫煙から守る条例に関し、通学路等の取り扱いについて東京都に考え方や対応について確認をしましたところ、条例は喫煙者や保護者の努力を求めるもので、罰則もないため、実際に都として規制する等は難しいとの回答でありました。また、東京都も具体的には条例の啓発にとどまっているとのことでした。

　通学路等への具体的な受動喫煙防止の取り組みについてはなかなかハードルが高いとは考えていますが、武蔵野市喫煙対策庁内調整会議を立ち上げました。特に駅前の屋外喫煙について、検討を始めたところであります。通学路の受動喫煙対策については、例えば行政だけでなく市民の力をかりるなど、さまざまな可能性について検討する必要があると考えています。

またそれと並行して、受動喫煙に関しては都の動きを注視しながら、まずは市民に対する受動喫煙や喫煙等に関する周知啓発を行うほか、喫煙者を減らす対策としての禁煙外来の周知等を行っていきたいと考えております。

--------再質問--------

受動喫煙に対しては、確かに私もこれ、市と保健所と都のほうに確認いたしました。結構難しいものでありまして、しかしながら、罰則規定とかもないですが、通学路に関しては、お母さん方から、そこの事業者の１階の玄関で社員の方が吸っている状態で、結構何人かいるとなかなか煙たい状態なので、お子さんが息をとめてそこの間を通っているということも伺っています。そういったことを考えますと、市としてやはり受動喫煙、都の条例をもっと啓発して、子どもが受動喫煙から守られるように市としても大事に考えていますということを発信したらいかがかなと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

市長：御承知のとおり、この東京都の条例は屋内を想定しているものでございます。そして、**現時点で、屋外での受動喫煙の害についての医学的根拠等が示されていないという現状もございます**。御質問の中でもございましたが、市長への手紙等にも、駅前の路上に流れるたばこの煙等、また通学路等で喫煙スペースがあるということで、市民の方から御意見等いただいた際には、ごみ総合対策課の職員が出向き、たとえそこが私有地であっても、事業者等には道路に煙が流れないよう配慮を求めてはおります。

しかし、私有地であり、現状はお願いしかできないという課題がございます。ことしというか、東京都が新たに屋外の喫煙所の設置に補助金をつけていきますので、そちらの活用や運用等をしっかりと研究して、対策を講じていきたいと考えております。

1. 発達障がいなどの支援について

平成24年の文科省の調査によると、全国公立小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、学習面または行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があるとされたのは6.5％だということです。しかし、そのアンケートには、6.5％の結果は学校の現状とほぼ一致すると思うかという問いに対し、54.2から54.7％が思わないと回答しており、この6.5％という推定値以外にも、何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性が大きいことを推察しています。これらの児童生徒を早期に必要な支援につなげることが必要であると考えています。

1. 発達障がいについて、未就学児における人数、就学後の児童生徒における人数、それぞれが全体に占める割合を伺います。

市長：発達障がいを持つ子どもは、乳幼児期の健診や、就園してわかる場合がありますが、医師の診断を必ずしも受けるとは限らないため、その実態数を把握するのは非常に困難であります。地域療育相談室ハビットでは、発達に気になるところがあるお子様の相談を受けてはいますが、開設してから相談件数は増加傾向です。お子様への対応の仕方などについて相談に乗っていますが、保護者がお子様の障害を受容できない場合はハビットへの相談につながらないというケースもございます。就学後の人数等については教育長より御答弁いたします。

教育長：平成26年度、27年度に東京都教育委員会が実施した調査によりますと、本市の市立小・中学校において発達障がいの可能性のある児童生徒については、小学校は338名で全体の6.5％、中学校は54名で全体の3.0％となっております。

1. ハビットでの相談における未就学児と就学後の児童生徒それぞれの人数と、全体における割合を伺います。

市長：ハビットでの平成29年度実績相談件数は、全体で777名、実人数となっています。未就学児が440名で56.6％、就学後の児童が291名、小学生238名、中学生53名となっております。高校生以上が46名で5.9％です。就学後の児童の291名は全体の37.5％の割合です。

1. 就学後に何らかの困難によって発達障害がわかったり、可能性があると指摘された保護者は、病院等に個別でつながり、孤独感や不安感を募らせることがあると聞きます。庁内においても、子ども、教育、障害福祉、健康など、課を横断しており、市民からすると、とても担当窓口がわかりづらい状態になっています。今後の発達障害などの対策において庁内連携を一層推進していくべきだと考えますが、会議の有無も含め、見解を伺います。

市長：就学後に何らかの困難があり発達障害がわかるケースは、まずは学校での相談となる場合が多いのですが、学校以外でも、子ども家庭支援センター、ハビットなど、どの窓口につながっても、御本人の問題に寄り添える支援機関につなぐ、また複数の支援機関がチームを組んで一緒に相談に乗っていくなどの方法をとることが望ましいと考えています。本市では第四次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害または貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、武蔵野市子ども支援連携会議を設置し、切れ目ない支援の構築に向けて取り組んでいるところでございます。こちらが御質問にありました庁内連携会議となります。

この会議は健康福祉部、子ども家庭部、教育部の関係課で構成されており、必要に応じてワーキングチームを設置し、課題の検討を行っています。引き続き庁内で連携を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。

1. 子どもの発達障害とともに、保護者の発達障害がわかるケースもあると聞きます。本市はハビットにおいて子どもの相談、コットにおいて新たに大人の発達障害の相談を行っています。親子同時に発覚した場合、包括的に相談や支援を受けられることも大切であると考えますが、連携を含めた見解を伺います。また、今後創設が期待される子育て世代包括支援センター（仮称）や、児童発達支援センター（仮称）でのワンストップ相談サービスを期待いたしますが、見解を伺います。

市長：子どもの発達障害とともに保護者にも発達障害があるケースについては、保護者が何に困っているのかをアセスメントすることが重要となります。子育てに困っているのであれば、ハビットや健康課、子ども家庭支援センター、教育支援センターなどが支援を行うことになります。保護者が自分自身のことでコットに相談している場合は、ハビットや障害者福祉課と連携して支援することもあります。

例えば、既に保護者に知的障害があり、びーとに登録しているケースで、子育ての相談はハビットで行い、学校も含めて連携しながら支援をしているケースなどもあります。子育て世代包括支援センター等の設置については、今年度から２カ年かけて策定する第五次子どもプラン武蔵野おいても重要な論点の一つと考えています。

子育て世代包括支援センターにおいてはワンストップの相談窓口を設置することが要件とされており、現在、子ども支援連携会議の中で、あり方について検討しているところです。相談窓口については、児童発達支援センター等も含め、一体的に検討していきます。

1. ペアレントメンターについて伺います。ペアレントメンターとは、みずからも発達障害のあるお子さんの子育てを経験し、かつ相談支援に関して一定のトレーニングを受けた親を示します。日本ペアレントメンター協会によると、メンターは共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができるといい、家族の支援に効果的であるといいます。厚生労働省は地域生活支援事業の中でピアサポートなどの支援を充実させるとして、ペアレントメンターの育成などの普及を推進しています。本市においてもペアレントメンターのような、親同士が気軽に相談し、支え合う仕組みづくりを推進していくべきだと思いますが、見解を伺います。

市長：改正発達障害者支援法において、発達障害者の家族への情報提供や、家族が互いに支え合うための活動の支援が新たに追加されました。東京都では、発達障害者支援体制整備事業の一環として、2017年度より東京都ペアレントメンター事業を実施しています。東京都発達障害者支援センターＴＯＳＣＡで事務局を運営し、ペアレントメンターの養成及び派遣調整等を行っています。発達障害や発達が気になるお子様の子育てをしている保護者には、親同士が悩みや不安を共感し合ったり、先輩の保護者からのアドバイス等を聞くことで気持ちが楽になったり、子育ての工夫を学んだり、地域の情報を得ることができたりと、ペアレントメンターの役割は大きいと認識をしています。

武蔵野市からも今年度、親の会からの推せんを受け、２名の受講者を東京都発達障害者支援センターに紹介しています。また、本市では地域療育相談室ハビットにおいて、親の会への情報提供や講師の派遣などを行っており、ペアレントメンターの後方支援を行うとともに、今後も事業の推進に取り組んでまいります。

---------再質問--------

発達障害については、庁内連携がされているということだったのですけれども、これ、伺います。個別の事情に合わせたチーム体制になってはいるのでしょうか。私が聞いている限りでは、やはりお母さん方が、市がきちんと用意している子家センとかハビット、教育支援センター、健康課、ここら辺のところを把握しているかといったら、把握していない状態でした。

つながっていない状態、これは非常にもったいないことだなと思いますし、多様な支援の主体があっての子育ての安心感とか、その困難さを克服できることだと思いますけれども、特に教育のほうの壁は高いなというふうな実感なのですが、市長にお考えを伺いたいと思います。子育て世代包括支援センターのワンストップ相談サービスというのは非常に期待しておりますので、頑張っていただきたいなと思います。

市長：教育委員会も子ども支援連携会議にメンバーとして入っております。教育の壁は高いとの御指摘ではございますが、今後関係者がしっかりと連携を強めて対応していきたいと考えます。

--------再再質問--------

　発達障害のことに関しては、連携を強めてくださるということで了解いたしました。やはり知らないお母さん方はかなり多いですので、個別の事情に合わせたチームの体制になりますように、連携や、外のつながりも強めていただきたいと、もう１回、要望したいと思います。

　ペアレントメンター制について伺いますが、都でやっていて、市がことし後方支援を２名ということで始めたということでしたが、これは今後自治体が主体になることはあるのですかというのを伺いたいと思います。

以前ウィズの保護者の集まりに参加させていただいたのですけれども、先輩のお母さんというのは本当に頼りになって、病院の駐車場のとめ方から、将来の子どもたちの性の成熟に対応することまで、非常に小さな疑問から大きな不安まで、先輩のお母さん方の力というのは非常に大きいなと感じましたので、発達障害のお母さん方、結構孤独な方も多いですから、市が主体でやっていただけたら一番いいなと思っているのですけど、いかがでしょうか。

市長：ペアレントメンターに関して、市が事業の実施主体となるべきではないかとの趣旨での御質問です。東京都でも昨年度より、この事業が始まったばかりでございます。実際にことし初めて武蔵野市からも２名の受講者をセンターに紹介して、受講しております。東京都のこの研修の定員自体も30名と少ない中、また事業が始まったばかりでございますので、この都の事業を活用しつつ、現時点では市が主体とまではいかないのかなと、今後の課題として、まず東京都の制度を活用しつつ、見守っていきたいと考えています。

1. 不登校の児童生徒について

５月のゴールデンウィーク明けと９月の夏休み明けに不登校傾向の児童生徒がふえ、２学期の始まる初日に18歳未満の自殺が最もふえると言われています。本市においては、平成29年度不登校傾向実態把握調査において、５月で小学校12名、中学校19名、９月で小学校16名、中学校33名が、休み明けに３日以上欠席しています。教育機会確保法において不登校は問題行動ではないとされましたが、不登校の子どもや保護者はプレッシャーを感じ続けている現状があると考えます。これは親族が不登校になった私からも、本当に実感として感じるものであります。各報道においても、2015年に「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい」と鎌倉市図書館が発信し、大きく話題になりました。　全国では約12万6,000人が、病気と経済的な理由を除いて30日以上学校を欠席しているとされ、うち教育支援センターなどの公的施設に通う子どもは約半数の６万人、残りの多くが自宅やフリースクールであるとされています。さまざまな場で教育を受ける機会を確保するための施策を推進することは自治体の責務であると考えますが、本市において、不登校への対応と支援について、教育長と市長のお考えを伺います。

市長：市では、中学卒業後15歳以上を対象として、若者サポート事業みらいるを実施し、相談の場と活動の場を提供しています。また、ひきこもりに悩んでいる方とその家族を対象として、ひきこもり相談それいゆを実施し、社会参加に向けた相談や家族セミナーや講演会などを行っています。

不登校は学校卒業後、ひきこもりにもつながる可能性があることから、早期対応や切れ目のない支援を行っていくことが重要であると考えています。現在、教育委員会が設置した不登校対策検討委員会に、児童青少年課長、子ども家庭支援センター所長、障害者福祉課長も出席し、対策の検討がなされています。引き続き、教育委員会と連携しながら対策を進めていきたいと考えます。

教育長：近年、不登校の原因は、学力不振や人間関係のほか、家庭環境や発達障害など、多様化、複合化していると認識しています。不登校の低年齢化や長期化の傾向も見られることから、早期の対応が重要であると考えております。今年度は不登校対策検討委員会を教育部内に設置して、学校における不登校傾向の早期発見と早期対応の必要性、またスクールソーシャルワーカーなど支援人材の配置体制、チャレンジルームの機能強化や運営のあり方などについて協議を進めているところでございます。

いわゆる教育機会確保法の施行も踏まえて、民間団体やＮＰＯとの連携なども含め、多様な学びの場の確保を図っていきたいと考えております。

1. 子どもの最善の利益を考慮した施策について

子ども子育て施策において、子どもの権利及び子どもの最善の利益を考慮した施策を根幹に置き、市民にも伝わるようにしていくべきだと考えます。今後、第六期長期計画や第五次子どもプラン策定、子育て世代包括支援センター（仮称）のあり方や、子ども子育て応援宣言のまちの実体化など、本市の子どもの育ちや子育て支援などについて考えるに当たり重要な時期を迎えると考えますが、本市の考えを伺います。

市長：子どもの最善の利益については、第四次子どもプラン武蔵野の基本的な考え方に盛り込まれている非常に重要な視点であります。

例えば、ことし７月、子ども家庭部と教育部の合同研修会において、元武蔵野市子どもプラン推進地域協議会会長の網野武博先生をお招きし、子どもの最善の利益を考えるというテーマで講演会を開催いたしました。現場や施策立案の中で子どもの最善の利益を考えるとはどういうことなのか、子ども・教育分野に携わる職員として大切にすべきことなどについて御講演をいただきました。

今年度から２カ年をかけて策定する第六期長期計画や第五次子どもプラン武蔵野においても、子どもの最善の利益は重要な視点であると考えております。引き続き子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開し、市民の皆様にも伝わるようにしてまいりたいと考えます。

-------再質問（要望）---------

先日その子ども家庭部と教育部でやっていただいた子どもの最善の利益、網野先生の講演は、文教委員に声をかけてくださったので、ありがとうございました。私も出席させていただいて、あと議員は委員外の方が１名いたかなと思っていますけれども、非常に勉強になりました。お声がけありがとうございました。

そこの中で、やはりマジョリティの私たち大人が子どものことをしっかりと、マイノリティだから深く考えていくべきだと、そしてそれを市民に伝えていくべきだし、特に教育分野は管理が大きくなってしまって、最善の利益の部分が少なくなってしまうのだよというふうにおっしゃっておりましたので、皆さん聞いていたとおりなのですけれども、これからの大きなプラン、たくさん続きますので、ここの部分を根幹にしてやっていただきたいなと思います。